

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 水郷荘

[H30.4.1~]

介護福祉施設Ⅰ型 (従来型個室)

介護福祉施設Ⅱ型 (多床室)

介護保険		介護保険	
介護度	自己負担(1割)	介護度	自己負担(1割)
要介護度 1	557単位	要介護度 1	547単位
要介護度 2	625単位	要介護度 2	614単位
要介護度 3	695単位	要介護度 3	682単位
要介護度 4	763単位	要介護度 4	749単位
要介護度 5	829単位	要介護度 5	814単位
加算		備考	
個別機能訓練加算 ※	12単位(日)	個別の機能訓練実施計画を策定	
生活機能向上連携加算 ※個別機能訓練算定時100単位	200単位(月)	外部のPT・OT等と施設職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成した場合	
若年性認知症受入加算	120単位(日)	若年性認知症と医師から診断された場合	
看護体制加算Ⅰ2※	4単位(日)	常勤の看護師が1名以上配置されている場合	
看護体制加算Ⅱ2※	8単位(日)	基準より多い看護職員の配置によるケア	
配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間650単位 深夜1300単位	医師による早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合	
日常生活継続支援加算 ※	36単位(日)	一定数以上の介護福祉士による専門的ケア	
精神科医療養指導加算 ※	5単位(日)	精神科医による月2回の療養指導	
栄養マネジメント加算 ※	14単位(日)	個別の食形態に配慮した栄養ケア計画策定	
外泊時加算	246単位(日)	外泊をした翌日から6日間算定	
口腔衛生管理体制加算※	30単位(月)	歯科衛生士の月1回以上の介護職員への助言・指導	
口腔衛生管理加算	90単位(月)	歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合	
初期加算 (入所後30日)	30単位(日)	入所後、または30日を越える入院後に再び入所した場合30日まで算定	
経口維持加算(Ⅰ)	400単位(月)	著しい摂食障害を有する入所者に対して、計画に基づき、管理栄養士が栄養管理を行った場合。	
経口維持加算(Ⅱ)	100単位(月)	経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議等を行った場合。	
夜勤職員配置加算Ⅰ ※	13単位(日)	夜勤を行う職員の数基準を1人以上上回る	
排せつ支援加算	100単位(月)	排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合	
褥瘡マネジメント加算	10単位(月)	入所者に対して褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し実施した場合。	
再入所時栄養連携加算	400単位(回)	入院により、施設入所時とは大きく異なり栄養管理が必要になった場合	
低栄養リスク改善加算	300単位(月)	新規入所時又は再入所時に低栄養のリスクが高い方を栄養ケア計画を作成し、実施した場合	
介護職員処遇改善加算※	☆総単位数の8.3%		介護職員の処遇改善を行なった場合(小数点四捨五入)
地域区分(7級地)※	(単位数+加算)×1.014		稲敷市=1単価10.14円(小数点切捨て)

※印がついている加算項目は水郷荘の現在のサービス体制加算になります。その他加算項目は事実発生した場合に請求します。

保険外

	基準費用額(1日、1回)	全額自己負担	
食事代	1,380円	1,380円	但し、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費の負担限度額、又居住費の負担限度額となります。
居住費	(従来型個室)	1,150円	
	(多床室)	840円	
電気代	(1品目1日)	50円	

○入院日と退院日の食事代は保険対象外ですので、朝280円・昼550円・夕550円で食べた分を請求させていただきます。

○入院期間中の居住費は、居室を確保してある場合、基準費用額を請求させていただきます。